# 複数の現地機関に関係する「横断的な課題」について

地域振興課

#### 1 基本的な考え方

- ▶ 「横断的な課題」:複数の現地機関に関係する横断的な課題
  - ○部局長会議で決定する「横断的な課題」

地域振興局長が他の現地機関を統括し、解決に向けてリーダーシップを発揮

「平成29年4月 現地機関の見直しに係る県実施案」より

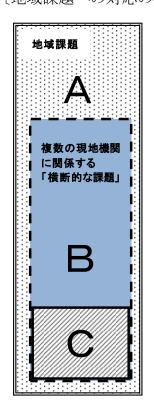
### 2 地域振興会議を経て部局長会議で決定するもの

- (1)地域の固有課題または地域の特性を活かして取り組む特に重要な「横断的な課題」
- (2)知事が指示する事項「観光地域づくり」



平成31年度の横断的な課題については、3月22日の部局長会議で決定予定

「地域課題への対応のイメージ」



1 複数の現地機関に関係せず、個別の現地機関で処理する課題



2 複数の現地機関に関係する「横断的な課題」のうち、**各現地機関が** 主体となり、他機関と連携・協力しながら課題解決に当たるもの

⇒ 広義の「横断的な課題」



- 3 複数の現地機関に関係する横断的な課題のうち、**地域振興局長の 統括の下に課題解決に当たるもの** 
  - ⇒ 狭義の「横断的な課題」

定義

- ・現地機関の長で構成する「地域振興会議」において設定された特に重要な「横断的な課題」
- ・知事が指示した「横断的な課題」

上記の「横断的な課題」で、部局長会議において決定したもの。 (※本庁部局においても共有)



#### [参考]

# 地域振興局の設置に関する条例(抜粋)

## (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第155条第1項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるとともに、地域における県行政を総合的に推進し、地域の振興を図るため、地域振興局を設置する。

# 長野県組織規則(抜粋)

# (業務)

第56条の2 地域振興局は、地域振興局の設置に関する条例に規定するところにより、知事の 権限に属する事務を分掌するとともに、地域における県行政を総合的に推進し、地域の振 興を図るところである。

#### (部長等)

# 第 239 条

4 別表第 36 の左欄に掲げる現地機関に、同表の中欄に掲げる職を置き、上司の命を受けて同表の右欄に掲げる職務を行う。

# (別表第36)(第239条関係)

# 現地機関に置く職及び職務(抜粋)

左欄	中欄	右欄
地域振興局	局長	局務の掌理及び所属職員の指揮監督、複数の現地機関(当該
		局長が所属する地域振興局の管轄区域の全部又は一部を管
		轄する現地機関に限る。以下同じ。) に関係する横断的な課題
		(以下「横断的な課題」という。)で知事が別に定めるものに関す
		る事務の統括掌理、横断的な課題で知事が別に定めるものを
		解決するための他の現地機関の長に対する必要に応じた指示
		並びに横断的な課題を解決するための他の現地機関の長の
		相互の調整及び当該現地機関の長に対する支援